

一宮市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

一宮市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成23年3月28日提出

提 出 者

一宮市議会議員	渡 部	昭
〃	山 田 弘	光
〃	横 井 忠	史
〃	細 谷 正	希
〃	柴 田 雄	二
〃	八 木 丈	之
〃	鶉 飼 俊	光
〃	尾 関 宗	夫
〃	小 島	薫
〃	渡 辺 之	良
〃	日比野 友	治
〃	末 松 光	生

(提案理由)

常任委員会の名称、委員定数及び所管を変更するため、本案を提出する。

一宮市議会委員会条例の一部を改正する条例

一宮市議会委員会条例（昭和 44 年一宮市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「総務文教委員会 9 人」を「企画総務委員会 10 人」に改め、「総務部」の次に「並びに会計課」を、「消防本部」の次に「及び消防署」を加え、「固定資産評価審査委員会及び教育委員会」を「並びに固定資産評価審査委員会」に改め、同条第 2 号中「厚生委員会 9 人」を「福祉健康委員会 10 人」に改め、同条第 3 号中「経済環境委員会 9 人」を「経済教育委員会 10 人」に、「並びに農業委員会」を「農業委員会並びに教育委員会」に改め、同条第 4 号中「建設委員会 9 人」を「建設水道委員会 10 人」に改める。

付則第 3 項を削る。

付 則

この条例は、平成 23 年 5 月 1 日から施行する。